

令和4年度 指定管理者モニタリング結果及び評価表

1 施設の概要

施設名称	松本市四賀環境学習の森		所管課 TEL	森林環境課 78-3003 (直通)					
所在地	松本市中川1915番地1		設置年月	平成16年4月					
施設設置目的	里山を中心とした森林の多目的利用や公益的機能を通じて自然環境学習を行うとともに、市民と都市住民等との交流を深める。								
施設概要・設備	<ul style="list-style-type: none"> 交流促進センター 700㎡ (研修室、木工体験室、調理室) 林間広場施設コテージ 3棟 (1棟あたり30㎡、6名程度収容) 付帯施設 (四阿、ビオトープ、遊歩道、薬木園、屋外トイレ等) 								
指定管理者名 (選定方式)	四賀むらづくり株式会社 (公募)								
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日 (5年間)								
指定管理者の 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設使用の許可、使用料の徴収 施設及び設備の維持管理 施設の運営及び自主事業の実施 								
利用料金制の導入	なし 委託料方式								
施設の 利用状況	利用区分等	利用目標	利用実績	対目標比 (%)	対前年比 (%)				
	交流センター利用人数	1,000	43	0.04%	1000.0%				
	コテージ利用人数	50	14	28.0%	前年は利用なし				
	遊歩道利用人数(無料施設)	3,000	2,720	90.7%	1346.5%				
	(特記事項) 令和3年度までコロナ禍での利用者減少が顕著だったが、4年度は増加に転じた。コテージはPR効果もあり3年ぶりに利用が見られた。遊歩道利用人数は、目視による確認数。								
事業収支 (単位：円)	指定管理者収支 (令和4年度)				市の収支				
	収入 (歳入)	年度計画額		収支実績額		令和4年度決算		令和3年度決算	
		項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額
		指定管理料	6,249,000	指定管理料	6,249,000	使用料	59,310	使用料	840
		計	6,249,000	計	6,249,000	計	59,310	計	840
	支出 (歳出)	人件費	2,990,000	人件費	2,712,818	指定管理料	6,249,000	指定管理料	6,249,000
		消耗品費	460,000	消耗品費	105,406	土地賃借料	611,963	土地賃借料	611,963
		燃料費	150,000	燃料費	161,982				
		光熱水費	1,360,000	光熱水費	2,061,750				
		修繕料	50,000	修繕料	50,000				
通信運搬費		110,000	通信運搬費	66,846					
リース費		110,000	リース費	116,162					
検査手数料		190,000	検査手数料	186,880					
委託料		480,000	委託料	476,300					
振込手数料他		349,000	振込手数料他	308,573					
	計	6,249,000	計	6,246,717	計	6,860,963	計	6,860,963	
損益	0		2,283		差引	-6,801,653	差引	-6,860,123	
(特記事項)									

2 市（所管課）による評価

指定管理者の事業計画書(提案書)の内容に基づいて、その水準が達成されているかを市が点検・評価するものです。
 評価の手段は、実績報告書(毎月)及び事業報告書(年度終了時)の点検並びに立入検査(随時)等によるものです。

評価の基準		
A	(1.0)	高いレベルで実施されており、高く評価できる。
B	(0.7)	事業計画書(提案書)どおり適切に実施されており、問題は見られない。
C	(0.5)	事業計画書(提案書)どおり概ね実施されていたが、一部に不適切な部分を確認され、改善に向け対応中または対応済みである。
D	(0.0)	不適切な部分を確認されたので、改善を指示したが、未対応または改善の見込みがなく、指定管理者の取り消しを含め検討する必要がある。

小計
61.2

大項目	中項目	評価項目	配点	評価	評価の根拠
管理基準対応	市民の平等利用	1 合理的な理由なく利用者を制限や優遇するなど、市民の平等な利用を妨げていないか	2	B	公平性が確保されており、問題はみられない。
	職員の労働条件	2 労働関係法令等を遵守し、業務従事者の正当な労働条件を確保しているか	2	B	労働条件モニタリングチェック項目により確認し、業務従事者の正当な労働条件は確保されている。
	危機管理対策	3 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか	2	B	緊急連絡者名簿を整備しており、関係機関への連絡先等が明確になっている。
		4 指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償等のリスクに対応しているか	2	B	定期的に施設内の巡回を行い、危険箇所を早期に把握し対処することで、利用者の事故防止に努めている。
	個人情報保護	5 個人情報等や業務上知り得た秘密の保護について、書類・電子データ等のセキュリティ対策を講じているか	2	B	個人情報の取り扱いについて、担当責任者を定めており、電子データを取り扱うパソコンは施錠管理をしている。
情報公開	6 情報公開や監査請求を理解し、適切な対応を行っているか	2	B	会計帳簿や使用申請書類等については適切に管理し、情報公開や監査請求に対処できるよう備えている。	
管理能力	団体の概要	7 団体の経営状況は良好であり、経営の安定性を欠く点はないか	4	C	コロナ禍に伴う影響により、当施設の指定管理事業外の事業において損失が発生したが、改善に向け対応中である。
		8 当該施設管理運営をサポート・バックアップする体制はあるか	2	B	四賀地区内の別の施設管理運営の業務を受託しており、必要に応じてその人員によりサポートできる体制がある。
	管理運営	9 市が示す設置目的及び施設運営方針を理解し、仕様書に示した業務を適切に行っているか	5	B	設置目的等を理解し、仕様書に基づき適切に業務を行っている。昨年度見られた業務上の軽微な不備は改善を確認できた。
		10 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を持って事業に取り組んでいるか	3	B	市及び地元町会等と連携を取り、コロナ禍において適切な措置をしながら事業に取り組んでいる。
	組織・体制	11 職員体制や配置人員は適切であるか	3	B	社員1名が建物内または野外施設に常駐しており、必要に応じてサポート人員を配置するなど適切に対応している。
		12 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか	2	B	施設を熟知し、業務内容(草刈、伐倒、重機操作等)に対応できる現場責任者が配置されており、指揮系統も明確である。
	働き方改革の推進	13 働き方改革に積極的に取り組んでいるか	2	B	変則的な勤務であるが、勤務時間、休日等適正な労働条件を確保しており、長時間労働は行われていない。
	職員研修・人材育成	14 職員研修計画や業務指導に関し、適切に実施されているか	2	B	定期的に社内研修(接遇研修等)を行っているほか、会社本部から現場責任者への業務指導等が行われている。
	経理及び事務処理等	15 会計処理の基準等に基づき、適正に事務処理が行われているか	3	B	専任の事務担当者が事務処理を行い、別の社員がその内容をチェックしている。
		16 業務の第三者委託の範囲、委託先は適切に実施されているか	2	B	清掃、警備、設備保守点検業務の一部について第三者に委託し、業務を適切に実施している。
17 業務報告や事業報告を適切に作成し、期限までに報告されているか		3	B	適切に作成し、提出期限までに報告されている。	
安全管理	18 事故防止等の安全対策は明確で、職員の教育・訓練は実施されているか	4	B	会社本部から現場責任者への安全対策指導及び、現場責任者からサポート人員への指導を実施している。	
施設の運営	業務内容	19 管理区域、業務範囲についての確に把握し、適切に管理運営を行っているか	4	B	管理区域、業務範囲を的確に把握し、適切に管理運営を行っている。
		20 施設の設置目的を把握し、施設の効用を最大限に発揮する事業運営を行っているか	5	C	施設利用者増加に向けた自主事業の取り組みに工夫が見えるが、利用者の絶対数が少なくさらなる工夫が求められる。
		21 年間の事業量が適切に実行されているか	3	B	コロナ禍の影響がある状況において、適切に事業が実行されている。
	地域との連携	22 地域の住民や団体等との連携に積極的に取り組んでいるか	2	B	コロナ禍の影響がある状況において、隣接するクラインガルテンや地域住民との連携に取り組んでいる。
	利用促進	23 施設の利用率の向上に努めているか	4	B	施設利用者が多いクラインガルテンのHPでPR強化を図っている。
	利用者サービス向上	24 利用者の利便性や満足度を高めるため、具体的な方策を講じているか	5	B	遊歩道を逐次巡回し、直営で修繕するほか、木工体験室の利用時に施設管理者が道具の使用方法等サポートしている。
	障がい者等への配慮	25 障がい者、子ども、高齢者等の利用に配慮した管理がなされているか	3	B	トイレ設備やスロープ設置等、バリアフリーに配慮した管理をしており、子どもや高齢者等には適宜個別に対応をしている。
	苦情・要望等への対応	26 利用者アンケート等を適切に実施し、苦情や要望、意見等に適切に対応しているか	3	B	アンケートに基づき、要望や意見について可能なものは指定管理者で、すみやかに対応するほか、市へ報告をしている。
	セルフモニタリング	27 セルフモニタリングが適切に行われているか	3	B	報告書類から日常的にセルフモニタリングが行われていることが確認できる。
環境への配慮	28 エネルギー削減等の具体的な目標を定め、その達成に向けて取り組んでいるか	2	B	ゴミの分別、照明や空調の節電は徹底しており、周辺環境整備も適切に実施している。	
経済性	経費削減・業務効率化	29 経費削減や業務効率化に取り組んでいるか	5	B	老朽化に伴う各種修繕等について、極力業者発注せず現場責任者が自ら修繕や重機施工するなど経費削減に努めている。
	事業報告及び決算	30 支出総額は事業計画書の範囲内か、又事業計画とおり収入が確保できたか(又は、利用者を確保できたか)	4	B	支出総額は事業計画の範囲内である。利用者はコロナ禍の影響が減り増加に転じたが計画目標値には至らない。

3 利用者による評価

(協定書で指定管理者に実施を義務付けている利用者アンケートの内容)

利用者アンケート	実施時期	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	調査対象	環境学習の森交流促進センター利用者
	調査方法	口頭での聞き取り
調査結果	コロナ規制緩和により少しずつ利用者が増えてはいるものの、リピーターの利用によるもので、多くの意見は得られなかった。	
利用者からの意見 要望・苦情等	松枯れによる倒木が相次ぎ、危険で森の中に入れない。交流促進センターのバルコニーが使用禁止のまま（床板腐食）利用できないため修理してほしい。	

4 指定管理者による自己評価

令和4年度の 自己評価	木工体験室の利用が増え、それに伴い機具の修繕も増えたが（集塵機、糸のこ盤等）、その都度、快適に利用できるよう、直営による修繕等で迅速な対応に努めた。そのほか、施設内の草刈、倒木の撤去、ビオトープの汚泥除去を実施し、野外においても安全な利用環境を維持することができた。
要望・苦情への 対応状況	また、新たな取組みとして、環境学習の森内で雑木の除去を兼ねて、カブトムシの生息環境を整えるため、樹液をエサにできるようにクヌギ等に傷を入れる作業を行った。 さらに、施設利用促進のため自主事業を企画し、「環境学習の森」ホームページを活用するほか、クラインガルテン利用者へは口頭の呼びかけや定期通信により周知を行い、集客に努めるとともに、施設利用の問い合わせがあった際は、積極的に利用を推奨した。 利用者の要望に対し、現場管理者が対応できることはその場で迅速に対処できた。
今後の目標	コテージは、バルコニーの床板腐食により外に出られない状態のままであるが、その他のコテージ関連設備の状況を踏まえて、ホームページ等により施設利用のPRに努める。 木工体験室は、クラインガルテン利用者及び外部の個人による利用や、木工教室などイベントの企画により利用者促進を図る。（椎茸コマ打ち教室、木工教室縁台作り、アルプホルン製作、ロックチェア製作等） 野外の環境では、カブトムシが生息する森づくりを継続しながら、倒木処理、里山整備も兼ねたイベントを企画し集客に努める。（野草観察会、薪割体験、寒竹採り等）

5 市(所管課)による総合評価

総合評価（4段階評価）の基準		
A	(1.0)	アンケート調査結果、セルフモニタリングの内容等を含め、総合的観点から高く評価できる。
B	(0.7)	アンケート調査結果、セルフモニタリングの内容等も含め、総合的観点から標準を満たしていると評価できる。
C	(0.5)	アンケート調査結果及びセルフモニタリングの内容等、標準を満たしているが、今後改善を必要とするところがある。
D	(0.2)	改善すべき点が多く、標準に達しないと判断する。

【自主事業を実施している場合の評価】
自主事業を実施するうえでの事務手続きに改善が見られたほか、施設内の山林整備を兼ねたイベント等が実施されており、今後の取り組みに期待ができる。

【総合的な評価】
コロナ禍による影響からの回復と併せて、指定管理者による施設利用のPRや自主事業の取り組みにより、3年ぶりにコテージ利用者が見られたほか、新たな自主事業企画の実施や、カブトムシの生育環境づくりが進められていることは評価できる。
また、松枯れ木に対する伐採処理など、野外での環境整備業務が増加しており、さらに施設の老朽化も否めない状況ではあるが、地元の四賀地区に在住の講師人材の協力を得るなど、指定管理者の総意工夫により、現状の施設や設備をうまく活用しながら、施設利用者の増加に取り組むことを期待する。

配点	評価
10	C
点数	5

合計点数
66.2

判断の基準	
75点以上	「良好」
60点以上75点未満	「適正」
45点以上60点未満	「要改善」
45点未満	※「不可」

※「不可」の場合は、指定管理者の取消処分を含め、早急な改善対応の検討が必要

判断結果
適正

【別紙】

3 利用者による評価

利用者アンケート	実施時期	
	調査対象	
	調査方法	
調査結果		
利用者からの意見 要望・苦情等		